

細則 3－3 非常用発電設備の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	非常用発電設備の遠隔制御等（非常用発電設備の所在する場所以外の場所において人が監視、制御等することをいう。以下同じ。）を行う一般取扱所
------------	---

第1 総則

当所の非常用発電設備の遠隔制御等は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「非常用発電設備の遠隔制御等に係る基準」に基づき行うものとする。

第2 非常用発電設備の遠隔制御等に係る基準

- 1 所長は、非常用発電設備の遠隔制御等を危険物取扱者に行わせるか、危険物取扱者の立ち合いのもと行わせるものとする。
- 2 非常用発電設備の遠隔制御等は、_____で
行うものとする。
- 3 所長は、非常用発電設備の遠隔制御等を行うために必要な実施基準を整備するとともに、実施基準に基づき遠隔制御等が適正に行われる体制を確保するものとする。
- 4 所長は、非常用発電設備で火災等が発生した場合の連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制を確保するものとする。

5 その他

- (1) 異常検知装置の作動を検知した場合、危険物取扱者等が異常を検知した非常用発電設備の所在する場所に駆け付け、異常がないか確認するものとする。
- (2) 非常用発電設備が運転を開始した場合、危険物取扱者等が当該設備の所在する場所に駆け付け、運転状況を確認するものとする。また、可能な限り、運転終了まで常駐するものとする。
- (3) 非常用発電設備の運転終了後、危険物取扱者等が当該設備の点検を行うものとする。
- (4) 定期点検及び異常検知装置の点検を1年に1回以上実施するものとする。また、定期点検を実施する義務がない場合は、一般取扱所に係る定期点検項目を踏まえた点検を1年に1回以上実施するものとする。
- (5) 非常用発電設備に燃料を供給する屋内タンク貯蔵所がある場合は、屋内貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所に係る定期点検項目を踏まえた点検と規制範囲内に設置された漏えい油検知装置の点検を1年に1回以上実施するものとする。
- (6) 緊急時対応訓練を1年に1回以上実施するものとする。